

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定内容の変更【総務局行政経営部行政経営課】

2

北九州市告示第381号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定の内容を変更したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月5日

北九州市長 北 橋 健 治

変更前	指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
	名 称	住 所	
	Pay Pay 株式会社	東京都千代田区紀 尾井町1番3号	令和2年6月26日から 同年9月30日まで
変更後	指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
	名 称	住 所	
	Pay Pay 株式会社	東京都千代田区紀 尾井町1番3号	令和2年6月26日から 令和3年9月30日まで